

件名

最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社
社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与
等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件（令和五年金融庁告示第三十九号）の一部を次のように改
正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（最終指定親会社に係る同一人に対する信用の供与等の基準）

第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社（法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）が当該最終指定親会社及びその子法人等（法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。）の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準は、最終指定親会社又はその子会社等（当該最終指定親会社の子会社（法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。第三条において同じ。）その他の当該最終指定親会社と特殊の関係のある者をいう。第三条第四項第一号口を除き、以下同じ。）の同一人（当該同一人と特殊の関係のある者を含む。以下同じ。）に対する信用の供与等の額について、次の各号に掲げる信用の供与等の区分ごとに、合算して、当該最終指定親会社及びその子会社等の自己資本の純合計額に当該各号に定める率を乗じて得た額（以下「最終指定親会社に係る信用供与等限度額」という。）以下とする。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。）若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより最終指定親会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算して最終指定親会社に係る信用供与等限度額を超えることとなる場合その他やむを得ない理由がある場合において、金融庁長官の承認を受けたときは、この限りでない。

改正前

（最終指定親会社に係る同一人に対する信用の供与等の基準）

第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社（法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）が当該最終指定親会社及びその子法人等（法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。）の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準は、最終指定親会社又はその子会社等（当該最終指定親会社の子会社（法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。第三条において同じ。）その他の当該最終指定親会社と特殊の関係のある者をいう。第三条第四項第一号口を除き、以下同じ。）の同一人（当該同一人と特殊の関係のある者を含む。以下同じ。）に対する信用の供与等の額について、次の各号に掲げる信用の供与等の区分ごとに、合算して、当該最終指定親会社及びその子会社等の自己資本の純合計額に当該各号に定める率を乗じて得た額（以下「最終指定親会社に係る信用供与等限度額」という。）以下とする。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。）若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより最終指定親会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算して最終指定親会社に係る信用供与等限度額を超えることとなる場合その他やむを得ない理由がある場合において、金融庁長官の承認を受けたときは、この限りでない。

| | |
|---------------------------|------------------------------|
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | <p>「一・二略」</p> <p>「一・二同上」</p> |
| <p>「2」 「4」</p> | <p>「2」 「4」 「同上」</p> |